

ライフデザイン支援事業業務委託
企画提案募集要項

令和 7 年 5 月

福岡市こども未来局こども政策部こども政策課

本募集要項は、「ライフデザイン支援事業業務委託」(以下、「本業務委託」という。)に係る契約相手方候補を選定するための提案競技(以下、「本提案競技」という。)について、留意すべき事項を定めたものである。

本提案競技への参加を希望する事業者は、以下の事項を理解した上で、提案を行うこと。

1 事業の目的

全国的に少子化が進行し、子どもを望む人が安心して生み育てられる環境づくりが求められる中、若者等が自らのライフプランについて考えるきっかけとして、子育て家庭との交流機会の提供やライフデザインセミナーを実施する等により、出産や子育て等に関する不安の軽減を図るもの。

2 本業務委託の概要

(1)件名

ライフデザイン支援事業業務委託

(2)履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

(3)提案限度額

4,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4)委託業務の内容

資料1「仕様書」のとおり

3 スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年5月13日(火) |
| (2) 質問書締切 | 令和7年5月20日(火) 17時 必着 |
| (3) 質問の回答 | 令和7年5月23日(金) 予定 |
| (4) 参加申込締切 | 令和7年5月29日(木) 17時 必着 |
| (5) 参加辞退締切 | 令和7年6月4日(水) 17時 必着 |
| (6) 企画提案書等締切 | 令和7年6月11日(水) 17時 必着 |
| (7) プレゼンテーション | 令和7年6月23日(月) 予定 |
| (8) 結果通知 | 令和7年6月25日(水) 予定 |
| (9) 契約締結 | 令和7年6月下旬頃 予定 |

※ スケジュールは都合により変更となる場合がある。

4 参加資格

次の各号に掲げる資格を有する者(以下「参加資格」という。)でなければ、この提案競技に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者ではないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領は福岡市ホームページを参照のこと。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、もしくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

5 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、様式3「質問書」を令和7年5月20日(火)17時までに「15 問い合わせ・提出先」に電子メールで提出すること。

質問に対する回答は、令和7年5月23日(金)に本市ホームページに掲載予定。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html#002>

6 参加申込

参加を希望する場合は、参加資格を確認し、以下のとおり参加申込書類を提出すること。

- (1) 提出期限

令和7年5月29日(木)17時必着

(2) 提出書類

以下の書類のうち、イ～エについては、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。
なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、イ～クの提出を免除する。

ア 提案競技参加申込書(様式1)

イ 登記事項証明書

注1)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

ウ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1)福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2)上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

エ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1)本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2)証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

オ 委任状(様式第1-2号)

注1)この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第1-2号により委任状を作成して提出すること。

カ 誓約書(様式第1-3号)

注2)様式第1-3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

キ 役員名簿(様式第1-4号)

注1)様式第1-4号に、代表者及び役員(カの委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2)この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3)役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

ク 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1)直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(3) 提出先

「15 問い合わせ・提出先」のとおり

(4) 提出方法

原本を郵送又は持参するとともに、データを電子メールにて提出すること。郵送は、特定記録又は簡易書留とし、電子メールの送付後に、参加申込書を提出した旨を電話で連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_参加申込書」(※()内は各々必要事項を記載)とすること。

(5) 提出部数

紙(原本):1部、電子データ:1ファイル

7 参加辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、令和7年6月4日(水)17時まで、様式2「提案競技参加辞退届」を「15 問い合わせ・提出先」へ電子メールで提出すること。また、辞退届を提出した際は、その旨を電話で連絡すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年6月11日(水)17時必着

※ 提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなす。

(2) 提出書類

① 企画提案書(正本及び副本)

資料1「仕様書」及び資料2「企画提案書作成要領」を踏まえて作成すること。

② 見積書(正本及び副本)

枚数制限なし、A4サイズとすること(自由様式)。経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載するほか、本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とするとともに、「2(3)提案限度額」に留意すること。

※ ①、②ともに、正本のみ提案事業者名及び担当窓口(担当部門、担当者、連絡先)を記載し、副本は提案事業者名が分からないようにすること。

(3) 提出先

「15 問い合わせ・提出先」のとおり

(4) 提出方法

原本を郵送又は持参するとともに、データを電子メールにて提出すること。郵送は、特定記録又は簡易書留とし、電子メールの送付後に、企画提案書を提出した旨を電話で連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()内は各々必要事項を記載)とすること。

(5) 提出部数

紙:8部(正本1部及び副本7部)、電子データ:1ファイル

9 提案内容の審査

(1) プレゼンテーション

- ① 日時 令和 7 年 6 月 23 日(月)予定
- ② 会場 福岡市役所 本庁舎会議室(福岡市中央区天神一丁目 8-1)
- ③ 内容 説明 20 分、質疑応答 10 分(1者につき計 30 分程度)
- ※ 出席者は 1 者 3 名までとする。(複数の者で共同提案を行う場合も同じ)
- ※ 企画提案書等、市へ提出済みの書類をもとに説明を行うこと。
- ※ 時間や会場等の詳細は、各参加者へ別途連絡する。

(2) 審査方法

最優秀提案者を選定するために本市が設置する提案競技選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、事業者から提出された企画提案書その他関係資料、プレゼンテーションの内容等をもとに審査を行い、資料3「評価項目配点表」に基づき審査を行い、最も得点が高い者を最優秀提案者とする。

ただし、合計点数の平均が最低基準点(60 点)に満たない場合は最高得点者であっても最優秀提案者とししない。

また、最低基準点を満たす最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。なお、内容点も同点の場合は、選定委員会で協議のうえ最優秀提案者を決定する。

(3) 契約相手方の決定方法

最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(4) 結果通知

令和 7 年 6 月 25 日(水)(予定)に参加者へ電子メールで通知するとともに、最優秀提案者については、本市ホームページ上で公表する。

10 提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書等の提出後の内容変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、契約に至った場合に使用するほかは、本提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 提出書類は、提案書類の事務に必要な場合に複製することがある。
- (4) 選定された提案は、市との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (5) 提出書類は、福岡市情報公開条例第 7 条に定める非公開情報(個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など)を除き、公開の対象となる。

11 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選定委員会委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

12 契約

選定委員会で選定された最優秀提案者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行う。

13 その他留意事項

- (1) 1 事業者 1 提案とし、1 事業者から複数の提案は認めない。
- (2) 提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 審査結果に関する質問には一切回答しない。
- (6) この資料を他の目的のために使用することは禁止する。
- (7) 選定された提案は、本市との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (8) 資料1「仕様書」の業務内容については、現時点で必要と思われる内容を提示しており、契約締結の際に契約交渉者と協議の上、変更することがある。
- (9) 本委託業務の全部又は主な部分を第三者に委託することは禁止する。

14 添付資料

[資料]

- 資料1 仕様書
- 資料2 企画提案書作成要領
- 資料3 評価項目配点表

[様式]

- 様式1 提案競技参加申込書
- 様式1-2 委任状
- 様式1-3 誓約書
- 様式1-4 役員名簿
- 様式2 提案競技参加辞退届
- 様式3 質問書

15 問い合わせ・提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市役所 13 階

福岡市 こども未来局 こども政策部 こども政策課（担当：宮崎、南）

電話番号：092-707-1019

メールアドレス：kodomoseisaku.CB@city.fukuoka.lg.jp

受付時間：平日 9 時 30 分～12 時及び 13 時～18 時